

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

群交協規程第12号

平成26年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県交通安全協会（以下「本会」という。）の定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を称し、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会に常時勤務する役員をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の役員等をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であり、報酬等とは明確に区分される。

(役員等報酬等)

第3条 本会の役員等に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員等には、次に掲げる職務の対価として報酬を支給することができる。
 - (1) 本会の諸行事への出席 10,000円
 - (2) 監事会への出席 10,000円
- 4 非常勤役員等の退任に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退任慰労金を支給することができる。
- 5 役員等に対する賞与は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表「常勤役員給料表」により、理事会の承認を得て決定とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬の支給日、支給方法及び報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別

に定める「公益財団法人群馬県交通安全協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（退任慰労金）

第6条 退任慰労金は、非常勤役員等として円満に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により退任した場合に限り、次のとおり支給することができる。

なお、死亡により退任した非常勤役員等については、その法定相続人に支払うものとする。

- (1) 理事長及び評議員会会長 20,000円に在任年数を乗じて得た額とし、200,000円を限度とする。
- (2) 副理事長及び常務理事 10,000円に在任年数を乗じて得た額とし、100,000円を限度とする。
- (3) 理事、監事及び評議員 在任年数1年以上4年未満は10,000円、4年以上は20,000円とする。
- (4) 退任慰労金は、各役員等としての在任期間別に計算する。但し、在任期間の計算のうち、端数日は1月に切上げ、6か月以上の端数月は1年に切上げるものとする。

2 常勤役員には退任慰労金を支給しない。

（費用）

第7条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、役員等からの請求に基づき遅滞なく支払うものとする。また、職務の必要により前渡し金として支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員等の出張に要する旅費（宿泊費を含む。）は、旅費規程により支給するものとする。

（公表）

第8条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則（平成25年6月10日理事会決議）

この規程は、公益法人設立登記の日から施行する。

別表

常勤役員給料表

| 号俸 | 月 額 |
|----|---------|
| 1 | 300,000 |
| 2 | 310,000 |
| 3 | 320,000 |
| 4 | 330,000 |
| 5 | 340,000 |
| 6 | 350,000 |
| 7 | 360,000 |
| 8 | 370,000 |
| 9 | 380,000 |
| 10 | 390,000 |
| 11 | 400,000 |
| 12 | 410,000 |
| 13 | 420,000 |
| 14 | 430,000 |
| 15 | 440,000 |
| 16 | 450,000 |
| 17 | 460,000 |
| 18 | 470,000 |
| 19 | 480,000 |
| 20 | 490,000 |
| 21 | 500,000 |

| 号俸 | 月 額 |
|----|---------|
| 22 | 510,000 |
| 23 | 520,000 |
| 24 | 530,000 |
| 25 | 540,000 |
| 26 | 550,000 |
| 27 | 560,000 |
| 28 | 570,000 |
| 29 | 580,000 |
| 30 | 590,000 |
| 31 | 600,000 |
| 32 | 610,000 |
| 33 | 620,000 |
| 34 | 630,000 |
| 35 | 640,000 |
| 36 | 650,000 |
| 37 | 660,000 |
| 38 | 670,000 |
| 39 | 680,000 |
| 40 | 690,000 |
| 41 | 700,000 |